

各都道府県・指定都市 個人情報保護担当部局長 殿  
各都道府県 市区町村担当部局長 殿

個人情報保護委員会事務局参事官

個人情報の適正な取扱いに関する周知等の御協力をお願い

令和5年3月17日、犯罪対策閣僚会議が「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を策定し、同プランにおいては、「個人情報の適正な取扱いの確保を図るべく、業界団体等への働き掛け等、今後、様々なチャンネルを通じた広報・啓発を更に推進する」とされております。

今般、個人情報保護委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第2項に基づく届出を行った事業者を対象とした実態調査を行い、その結果を公表（※1）するとともに、別添のとおり、一般事業者に対し、個人情報の適正な取扱いについての注意喚起文書を公表（※2）しております。

貴都道府県・指定都市におかれましては、別添について、管内の経済団体、事業者等の関係団体等に対し、周知及び働き掛けをいただきますようお願いいたします。

併せて、貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対し、当該市区町村管内の経済団体、事業者等の関係団体等に対する周知及び働き掛けを御依頼いただきますようお願いいたします。

なお、別添に記載のとおり、NPO法人や自治会・町内会、同窓会、PTAのほか、サークルやマンション管理組合なども個人情報取扱事業者に該当し得ることに御留意願います。

また、別添は一般事業者向けの注意喚起文書ですが、各地方公共団体等（一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体、地方独立行政法人等を含む。）においても、必要かつ適切な安全管理措置を講じるとともに、個人情報の適正な取扱いについて、引き続き御対応をお願いいたします。

【別添】「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を踏まえた個人情報の適正な取扱いについて（注意喚起）

※1 <https://www.ppc.go.jp/news/surveillance/>

※2 [https://www.ppc.go.jp/news/careful\\_information/230426\\_tyuuikanki/](https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230426_tyuuikanki/)

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局 監視・監督室（担当：矢野、關口）

TEL：03-6457-9827

E-mail：guidelines.bangou@ppc.go.jp

以上

● SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン

2 「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策

(1) 個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の「闇名簿」対策の強化

① 個人情報保護法の的確な運用等

今般、「名簿屋」等の事業者に対して、個人情報保護法の規定の下での個人データの取扱いの実態を把握するため、個人データの第三者提供における、提供先に対する本人確認手続等の実施の有無等に関する調査を実施しているところ、その結果等を踏まえ、個人データの適正な取扱いが一層確保されるようにするため、厳格な法執行を推進する。

また、例えば、従業者教育等安全管理措置の徹底等の個人情報の適正な取扱いの確保を図るべく、業界団体等への働き掛け等、今後、様々なチャンネルを通じた広報・啓発を更に推進する。